

琉球大学遺伝子組換え生物等使用実験安全委員会随時審査
に関する申合せ

平成25年4月30日
制 定

(目的)

第1条 この申合せは、琉球大学遺伝子組換え生物等使用安全管理規則（以下「規則」という。）第16条第3項の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等を行う実験（以下「実験」という。）の随時審査について必要な事項を定め、もって研究の円滑な実施に資することを目的とする。

(審査申請)

第2条 随時審査を申請する場合、実験責任者は所属部局の安全主任者1名の同意を得た上で、規則第16条に基づき申請しなければならない。

2 実験責任者は、規則第16条第1項に規定する随時審査を申請する場合には、使用する遺伝子組換え動物に関する情報提供書を当該動物の提供元機関から取り寄せた上で、申請時にその写しを実験計画書に添付して提出しなければならない。ただし、申請時に提出することが不可能な場合は、遺伝子組換え動物の提供について提供元機関の内諾が得られていることがわかる文書を提出し、情報提供書が得られた時点でその写しを提出することとする。

(審査委員)

第3条 随時審査は、次に掲げる安全委員会の委員（以下「審査委員」という。）により行う。ただし、規則第16条第2項の規定に基づく随時審査については、第3号の審査委員は除くものとする。

- (1) 安全委員会委員長及び副委員長
- (2) 実験責任者が所属する部局等の委員 1人
- (3) 医学部附属動物実験施設に所属する委員 1人
- (4) その他の委員 1人

2 前項第2号及び第4号に規定する審査委員は、安全委員会委員長が指名する。

3 審査委員は、自らが申請する実験計画の随時審査に参加することはできない。第1項第1号若しくは第3号に該当する審査委員又は部局等から1人のみ選出されている審査委員から随時審査の申請があった場合、委員長は、当該審査委員の代理をその他の安全委員会の委員の中から指名することとする。

(審査手続)

第4条 審査委員は、実験計画書を受領後概ね1週間以内に審査を行うこととする。随時審査の判定は、審査委員全員の同意により決定する。

- 2 審査委員全員の同意が得られた場合は、その日をもって安全委員会による承認日とし、申請者に対し審査結果を通知する。
- 3 審査委員のうち1人でも実験計画に同意しない場合は、その理由を明らかにした上でメール会議に付すこととする。
- 4 メール会議の結果、審査委員全員の同意が得られなかった場合は、その理由を付して申請者へ通知する。申請者は実験計画書を修正し、次回の安全委員会へ提出することとする。

(安全委員会への報告)

第5条 委員長は、随時審査の結果を安全委員会で報告することとする。

(準用)

第6条 この申合せに定めるもののほか、随時審査については本学の関係規則等を準用することとする。

(改廃)

第7条 この申合せの改廃は、安全委員会の議を経て委員長が行う。

附 則 (平成25年4月30日)

この申合せは、平成25年4月30日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月1日)

この申合せは、平成30年3月1日から実施する。